

昭和二十五年十一月三十日提出
質問第一一八号

税法の適用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月三十日

提出者 横田甚太郎

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

税法の適用に関する質問主意書

電気事業再編成審議会委員長であつた松永安右エ門氏の事務所にて、九配電会社が三八〇万円の寄附をしているが、寄附した者、寄附を受けた者、この両者には税法上の違法はなかつたか。今日この事実が明らかになり、国税庁はどう思い、どうしようとするか。又、この金で給料、謝礼、手当等の名目で金銭の受渡しをした者たちにも税法上の義務はないか。

右質問する。